

中部電力株式会社
西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
環境影響評価方法書に係る
審 査 書

平成 2 3 年 9 月

経 済 産 業 省

原子力安全・保安院

目 次

1. はじめに	1
2. 事業特性の把握	2
2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項	2
2.1.1 特定対象事業実施区域	2
2.1.2 原動力の種類	2
2.1.3 特定対象事業により設置される発電設備の出力	2
2.2 特定対象事業の内容に関する事項であり、その設置により環境影響が変化する事項	2
3. 地域特性の把握	8
3.1 自然的状況	8
3.1.1 大気環境の状況	8
3.1.2 水環境の状況	11
3.1.3 土壌及び地盤の状況	14
3.1.4 地形及び地質の状況	15
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	15
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	18
3.2 社会的状況	19
3.2.1 人口及び産業の状況	19
3.2.2 土地利用の状況	20
3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況	21
3.2.4 交通の状況	21
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況	22
3.2.6 下水道の整備状況	22
3.2.7 廃棄物の状況	22
4. 環境影響評価項目	23
5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について	24
6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について	24

1. はじめに

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画は、運転開始以降、約40年を経過している石油を燃料とする汽力発電設備を、天然ガスを燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備に更新することにより、二酸化炭素排出量及び燃料使用量の削減を目指すものである。

本審査書は、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）から、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、平成23年3月10日付けで届出のあった「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書」で述べられている、中部電力が選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の妥当性についての審査結果を取りまとめたものである。

審査に当たっては、原子力安全・保安院が定めた「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」（平成13年9月7日付け、平成13・07・09原院第5号）に照らして行い、審査の過程では、原子力安全・保安院長が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、中部電力から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて行った。また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき提出された環境影響評価法第10条第1項に基づく愛知県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の6第2項の規定により届出のあった環境影響評価法第8条第1項に基づく意見の概要及び当該意見についての中部電力の見解に配意して審査を行った。

2. 事業特性の把握

2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項

2.1.1 特定対象事業実施区域

本事業で使用する発電用燃料の天然ガスは、知多市に位置する知多第二火力発電所の既設の燃料ガス配管から分岐し、名古屋港を横断する海底シールドトンネルに燃料ガス導管を敷設して、飛島村に位置する西名古屋火力発電所へ供給する計画である。このため、対象事業実施区域としては、「飛島村の対象事業実施区域」、「知多市の対象事業実施区域」及び「名古屋港海底の対象事業実施区域」がある。

<飛島村の対象事業実施区域>

所在地：愛知県海部郡飛島村東浜3丁目5番地及び地先海域

<知多市の対象事業実施区域>

所在地：愛知県知多市北浜町10番地1

<名古屋港海底の対象事業実施区域>

所在地：西名古屋火力発電所と知多第二火力発電所間の名古屋港海底

2.1.2 原動力の種類

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

2.1.3 特定対象事業により設置される発電設備の出力

特定対象事業により設置される発電設備は、7号系列（220万kW級）である。

項 目	現 状				将 来
	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	7 号系列
原動力の種類	汽 力				ガスタービン及び汽力
出力（万 kW）	22	22	37.5	37.5	220 級
合計（万 kW）	119				

注：将来の出力は、天然ガス焚きにおける大気温度5℃の時の値を示す。

2.2 特定対象事業の内容に関する事項であり、その設置により環境影響が変化する事項

(1) 主要機器等の種類

項 目	現 状				将 来
	1号機	2号機	3号機	4号機	7号系列
ボイラ	単胴放射再熱自然循環型				排熱回収自然循環型
ガスタービン	—				開放サイクル式
蒸気タービン	排気再熱再生式				再熱復水形
発電機	三相交流同期型				同 左
主要変圧器	送油風冷式				導油風冷式

(2) 発電用燃料の種類

発電用燃料を、重油・原油・ナフサから天然ガスへ変更する。また、需給が逼迫し天然ガスの追加調達が不調の場合、本事業の発電設備の一部については、軽油も使用できるよう計画している。

項 目	現 状				将 来
	1号機	2号機	3号機	4号機	7号系列
燃料の種類	重 油	重 油 原 油	重 油 原 油 ナフサ・原油混合	同 左	天然ガス
年間使用量	約26万kl	約28万kl	約45万kl	約45万kl	約210万トン

(3) ばい煙に関する事項

西名古屋火力発電所においては、窒素酸化物の排出量低減のために低NO_x燃焼器を採用するとともに、ばい煙処理設備として乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する計画である。

知多第二火力発電所においては、既設の燃料ガス配管から分岐する燃料ガス導管を敷設するのみであり、新たなばい煙の発生はない。

項 目		現 状					将 来
		1号機	2号機	3号機	4号機	合 計	7号系列
煙 突	種 類	1・2号集合		3・4号集合		—	集合
	地上高 (m)	150		220		—	80
排 出 ガ ス 量	湿 り (10 ³ m ³ N/h)	594	634	1,050	同左	3,328	約 9,350
	乾 き (10 ³ m ³ N/h)	529	568	933		2,963	約 8,500
煙 突 出 口 ガ ス	温 度 (°C)	105		85		—	約 85
	速 度 (m/s)	13.5	14.4	26.4		—	約 30
硫黄酸化物	排出濃度 (ppm)	103	97	51		—	0*
	排出量 (m ³ N/h)	61.2	62	54		231.2	0*
窒素酸化物	排出濃度 (ppm)	150	150	25		—	約 5*
	排出量 (m ³ N/h)	85	86	25		221	約 75*
ば い じ ん	排出濃度 (mg/m ³ N)	30	30	30		—	0*
	排出量 (kg/h)	17	17	28		90	0*

注：1 ばい煙排出濃度は、硫黄酸化物は湿りガススペース、窒素酸化物及びばいじんは乾きガススペースの値を示す。また、窒素酸化物及びばいじんは、現状が O₂=4%換算値、将来が O₂=16%換算値を示す。

2 将来（煙突関係を除く）については、天然ガス焚きにおける大気温度 5℃の時の値を示す。

※ 需給が逼迫し天然ガスの追加調達が不調の場合に、本事業の発電設備の一部については、軽油も使用できるよう計画しており、この場合の将来のばい煙排出濃度及び排出量は、現状の1～4号機の排出濃度及び合計排出量未満とすることを計画している。

(4) 復水器の冷却水に関する事項

西名古屋火力発電所の復水器の冷却水に関する事項は、下の表のとおりである。

なお、知多第二火力発電所においては、既設の燃料ガス配管から分岐する燃料ガス導管を敷設するのみであり、新たな復水器の冷却水の使用はない。

項 目	現 状					将 来
	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	合 計	7 号系列
復水器冷却方式	海水冷却方式				—	同左
取水方式	深層取水方式				—	同左
放水方式	表層放水方式				—	同左
冷却水量 (m ³ /s)	7.65	7.65	15	15	45.3	約 50
復水器設計水温上昇値 (°C)	8.3 以下				—	7 以下
取放水温度差 (°C)	8.3 以下				—	7 以下

注：1 冷却水量には、補機冷却水を含む。

2 塩素等薬品注入の方法は、海水電解装置などにより発生させた次亜塩素酸ソーダを冷却水に注入する。なお、放水口における残留塩素濃度は検出限界値以下とする。

(5) 用水に関する事項

西名古屋火力発電所の発電用水及び生活用水は、現状と同様に海部南部水道企業団上水道から供給を受ける計画であり、地下水の汲み上げは行わない。

知多第二火力発電所においては、既設の燃料ガス配管から分岐する燃料ガス導管を敷設するのみであり、新たな用水の使用はない。

(6) 一般排水に関する事項

西名古屋火力発電所からの一般排水のうち、プラント排水は総合排水処理装置により、生活排水は生活排水処理装置により処理を行った後、復水器の冷却水とともに放水口から海域に排水する計画である。

知多第二火力発電所は、既設の燃料ガス配管から分岐する燃料ガス導管を敷設するのみであり、新たな一般排水の発生はない。

項 目			単 位	現 状	将 来
プ ラ ン ト 排 水	排水量（日最大）		m ³ /日	総合排水処理装置出口 3,000 含油排水処理装置出口 2,000	2,000
	水質測定場所		—	放水口	総合排水処理 装置出口
	排 水 の 水 質	水素イオン濃度（pH）	—	7.0～8.3	5.8～8.6
		化学的酸素要求量（COD）	mg/L	10 以下	10 以下
		浮遊物質 量（SS）	mg/L	15 以下	15 以下
		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量（油分）	mg/L	1 以下	1 以下
		窒素含有量（N）	mg/L	60 以下	15 以下
		磷含有量（P）	mg/L	3 以下	2 以下
生 活 排 水	排水量（日最大）		m ³ /日	100	40
	水質測定場所		—	放水口	生活排水処理 装置出口
	排 水 の 水 質	水素イオン濃度（pH）	—	7.0～8.3	5.8～8.6
		化学的酸素要求量（COD）	mg/L	10 以下	10 以下
		浮遊物質 量（SS）	mg/L	15 以下	15 以下
		大腸菌群数	個/cm ³	200 以下	200 以下
		窒素含有量（N）	mg/L	60 以下	30 以下
		磷含有量（P）	mg/L	3 以下	3 以下
排水の方法			排水処理装置で処理した後、 放水口から海域へ排水	同 左	

(7) 騒音、振動に関する事項

① 騒音

西名古屋火力発電所の主要な騒音発生機器は、ガスタービン、蒸気タービン、排熱回収ボイラ、発電機、主要変圧器、空気圧縮機等があるが、これらの機器を屋内へ設置する等により騒音の低減に努める計画である。

知多第二火力発電所においては、燃料ガス導管を敷設するのみであり、新たな騒音発生機器の設置はない。

② 振動

西名古屋火力発電所の主要な振動発生機器は、ガスタービン、蒸気タービン、発電機、空気圧縮機等があるが、これらの機器を、強固な基礎の上に設置する等により振動の低減に努める計画である。

知多第二火力発電所においては、燃料ガス導管を敷設するのみであり、新たな振動発生機器の設置はない。

(8) 工事に関する事項

① 工事の概要

飛島村の対象事業実施区域における主要な工事としては、西名古屋火力発電所の既設発電設備等の撤去工事、建設工事及び燃料ガス導管に係る工事がある。

知多市の対象事業実施区域における主要な工事としては、燃料ガス導管に係る工事のみであり、立坑の掘削、海底シールドトンネルの建設及び燃料ガス導管の敷設がある。

名古屋港海底の対象事業実施区域における主要な工事としては、燃料ガス導管に係る工事のみであり、海底シールドトンネルの建設及び燃料ガス導管の敷設がある。海底シールドトンネルの建設工事で発生する残土等は、トンネル内を通じて飛島村及び知多市の対象事業実施区域へ搬出する。

なお、海上及び海底面での工事はない。

② 工事期間及び工事計画

工事開始時期：平成 26 年度（予定）

運転開始時期：平成 31 年度（予定）

③ 工事工程

着工後の年数			1	2	3	4	5	6	
着工後の月数		0			24		48		
全体工程		工事開始 ▽			運転開始 ▽				
主要な工事	飛島村の 対象事業実施区域		撤去工事						
				建設工事					
		燃料ガス導管等工事							
	知多市の 対象事業実施区域								
		燃料ガス導管等工事							
	名古屋港海底の 対象事業実施区域								
		燃料ガス導管等工事							

(9) 交通に関する事項

<飛島村の対象事業実施区域>

工事中及び運転開始後における通勤車両、資材及び機器の搬出入車両等は、主として伊勢湾岸自動車道、一般国道２３号等を使用する計画である。また、工事中においては、大型機器の搬入及び浚渫土砂等の搬出は、海上輸送にて行う計画である。

<知多市の対象事業実施区域>

工事中及び運転開始後における通勤車両、資材及び機器の搬出入車両等は、主として一般国道１５５号及び２４７号を使用する計画である。

(10) その他

① 悪臭

西名古屋火力発電所の運転開始後に、排煙脱硝装置に使用するアンモニアは、設備の適正な維持管理によって漏洩を防止する。

知多市を対象事業実施区域においては、新たに悪臭の原因となる物質は使用しない。

② 工事中の排水

いずれの対象事業実施区域においても、工事中の排水は、仮設沈殿槽等にて処理した後、海域に排出する計画である。

③ 浚渫

飛島村の対象事業実施区域における浚渫工事に当たっては、汚濁拡散防止対策により、濁水の拡散防止を図る計画である。

知多市を対象事業実施区域においては、浚渫工事は行わない。

④ 地盤沈下

いずれの対象事業実施区域においても、工事中及び運転開始後において、地盤沈下の原因となる地下水の汲み上げは行わない。

⑤ 土壌汚染

いずれの対象事業実施区域においても、工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。

⑥ 緑地

いずれの対象事業実施区域においても、工事中に緑地を一部伐採するが、工事の進捗に応じて新たな植栽等を行い、適切に緑地を整備する計画である。

⑦ 廃棄物

いずれの対象事業実施区域においても、工事中及び運転開始後に発生する廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づいて極力再資源化に努めるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、有効利用及び適正な処理を行う計画である。

P C B廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成16年環境省）に基づいて適正に保管、処理する計画である。

⑧ 残土

いずれの対象事業実施区域においても、工事に伴い発生する残土は、適正に処理する計画である。

⑨ 二酸化炭素

飛島村の対象事業実施区域においては、西名古屋火力発電所の既設の発電設備を高効率なコンバインドサイクル発電設備に更新することにより、発電電力当たりの二酸化炭素排出量を低減する計画である。

知多市の対象事業実施区域においては、新たな二酸化炭素の発生はない。

3. 地域特性の把握

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

① 気候特性

飛島村及び知多市は、太平洋側気候区－東海型に属し、年間を通して温和である。

② 気象概要

飛島村及び知多市の対象事業実施区域の最寄りの気象官署は、発電所の北東約20kmに名古屋地方気象台がある。

名古屋地方気象台における30年間（1971～2000年）の観測結果から得られた平年値は、全年の平均気温は15.4℃、最多風向は北北西、平均風速は2.9m/s、日照時間は2,053.4時間、降水量は1,564.6mmである。

(2) 大気質の状況

西名古屋火力発電所からのばい煙の着地濃度が相対的に高くなるおそれのあ

る地域を包含する範囲として、飛島村の対象事業実施区域を中心とした半径 20 km の範囲（以下「20 km 圏内」という。）には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が 55 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が 24 局あり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定が行われている。ダイオキシン類の測定は、23 地点で行われている。

イ．二酸化硫黄

20 km 圏内の二酸化硫黄の測定は、一般局 29 局及び自排局 2 局で行われており、平成 20 年度の環境基準の適合状況は、短期的評価では、一般局 28 局及び自排局 2 局で適合しており、長期的評価では、全ての測定局で適合している。

また、平成 16 年度から平成 20 年度における 10 km 圏内の年平均値の経年変化は、横ばいである。

ロ．二酸化窒素

20 km 圏内の二酸化窒素の測定は、一般局 47 局及び自排局 24 局で行われており、平成 20 年度の環境基準の適合状況は、一般局 47 局及び自排局 22 局で適合している。

また、平成 16 年度から平成 20 年度における 10 km 圏内の年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向にある。

ハ．一酸化炭素

20 km 圏内の一酸化炭素の測定は、自排局 7 局で行われており、平成 20 年度の環境基準の適合状況は、短期的評価及び長期的評価ともに全ての測定局で適合している。

また、平成 16 年度から平成 20 年度における 10 km 圏内の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいである。

ニ．浮遊粒子状物質

20 km 圏内の浮遊粒子状物質の測定は、一般局 51 局及び自排局 24 局で行われており、平成 20 年度の環境基準の適合状況は、短期的評価では、一般局 39 局及び自排局 22 局で適合しており、長期的評価では、全ての測定局で適合している。

また、平成 16 年度から平成 20 年度における 10 km 圏内の年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向にある。

ホ．光化学オキシダント

20 km 圏内の光化学オキシダントの測定は、一般局 33 局及び自排局 1 局で行われており、平成 20 年度の環境基準の適合状況は、全ての測定局で適合していない。

また、平成 16 年度から平成 20 年度における 10 km 圏内の年平均値の経年変化は、わずかながら増加傾向にある。

ヘ．有害大気汚染物質

20 km 圏内の有害大気汚染物質の測定は、一般局 6 局及び自排局 4 局で行われており、環境基準が定められている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエ

チレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の適合状況は、全ての測定局で適合している。

ト．ダイオキシン類

20km圏内のダイオキシン類の測定は、一般局16局及び自排局2局を含む23地点で行われており、平成20年度の環境基準の適合状況は、全ての測定地点で適合している。

チ．大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る苦情発生件数は、平成20年度において飛島村で5件、知多市で20件、名古屋市で534件、東海市で51件、弥富市で0件となっている。また、平成21年度における西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所に対する直接の苦情申し入れはない。

(3) 騒音の状況

① 騒音発生源の状況

愛知県における平成21年3月末現在の「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定施設の届出数は、工場等が21,657、施設が205,325である。

② 環境騒音の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺では、平成20年度に公表された環境騒音の測定結果はない。

知多市の対象事業実施区域及びその周辺では、東海市において1地点で行われており、昼間及び夜間ともに環境基準に適合している。

③ 道路交通騒音の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺の道路交通騒音の測定は、1地点で行われており、平成20年度の測定結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していない。また、「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を、昼間は下回っているが、夜間は上回っている。

知多市を対象事業実施区域及びその周辺の道路交通騒音の測定は、1地点で行われており、平成20年度の測定結果は、昼間及び夜間ともに環境基準及び「騒音規制法」に基づく要請限度を下回っている。

④ 発電所敷地境界の騒音の状況

西名古屋火力発電所敷地境界の騒音の状況は、中部電力が愛知県及び飛島村と締結している公害防止協定に基づき、8地点において定期的に測定が実施されている。平成20年度の測定結果は、全ての地点、全ての時間帯において協定値を下回っている。

⑤ 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る苦情発生件数は、平成20年度において飛島村で2件、知多市で6件となっている。また、平成21年度における西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所に対する直接の苦情申し入れはない。

(4) 振動の状況

① 振動発生源の状況

愛知県における平成21年3月末現在の「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく特定施設の届出数は、工場等が16,299、施設が149,429である。

② 道路交通振動の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺では、平成20年度に公表された道路交通振動の測定結果はない。

知多市を対象事業実施区域及びその周辺の道路交通振動の測定は、1地点で行われており、平成20年度の測定結果は、昼間及び夜間ともに「振動規制法」に基づく要請限度を下回っている。

③ 発電所敷地境界の振動の状況

西名古屋火力発電所敷地境界の振動の状況は、中部電力が愛知県及び飛島村と締結している公害防止協定に基づき、8地点において定期的に測定が実施されている。平成20年度の測定結果は、全ての地点において協定値を下回っている。

④ 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る苦情発生件数は、平成20年度において飛島村、知多市のいずれもない。また、平成21年度における西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所に対する直接の苦情申し入れはない。

(5) その他の大気に係る環境の状況

① 悪臭発生源の状況

愛知県における平成21年3月末現在の「愛知県生活環境保全条例」に基づく悪臭関係工場等の届出数は、1,312である。

② 悪臭の状況

飛島村及び知多市のいずれにおいても、平成20年度に公表された悪臭の測定結果はない。

③ 悪臭に係る苦情の発生状況

悪臭に係る苦情発生件数は、平成20年度において飛島村で0件、知多市で2件となっている。また、平成21年度における西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所に対する直接の苦情申し入れはない。

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

① 潮位

西名古屋火力発電所からの温排水による水温上昇が想定される海域を包含する範囲（以下「周辺海域」という。）における検潮所として名古屋検潮所がある。当該検潮所における潮位の観測結果は、名古屋港基準面（以下「N.P.」という。）を基準として、平均水面はN.P. + 1.40m、朔望平均満潮面がN.

P. +2.61m、朔望平均干潮面がN. P. +0.04mであり、その潮位差は2.57mである。

また、昭和23年から平成20年までの間に観測された既往の最高潮位は、昭和34年9月にN. P. +5.31m、最低潮位は、平成2年12月にN. P. -0.50mが記録されている。

② 流況

周辺海域の流況は、下げ潮時には伊勢湾口に向かう方向、上げ潮時には伊勢湾奥に向かう方向の潮流である。また、中部電力が実施した「新名古屋火力発電所（7・8号系列）修正環境影響調査書」（中部電力(株)、平成6年）における流況観測結果によると、下げ潮時には高潮防波堤内から堤外に向かって南下する方向、上げ潮時には北上する方向の流れとなり、約12時間周期の潮流成分が卓越しており、流速は高潮防波堤内奥部で10cm/s以下、開口部付近で15～30cm/s程度、堤外で10～20cm/s程度であるとしている。

③ 流入河川

周辺海域に流入する主な河川は、高潮防波堤内に新川、庄内川、堀川等の9河川、高潮防波堤外に木曽川、長良川、揖斐川等の5河川（以下「主要な河川」という。）がある。

(2) 水質の状況

① 水質汚濁発生源の状況

愛知県における平成21年3月末現在の「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく特定事業場の届出数は、13,142である。このうち、排水基準が適用される事業場数は2,919であり、総量規制が適用される指摘地域内事業場数は1,876である。

② 海域の水質の状況

周辺海域の水質の状況は、水質調査を13地点、ダイオキシン類調査を6地点で行われている。

イ 生活環境項目

平成20年度における水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量の環境基準の適合状況は、13地点中10地点で適合している。また、富栄養化の指標である全窒素の環境基準の適合状況は、13地点中11地点で適合しており、全リンの環境基準の適合状況は、13地点中6地点で適合している。

ロ 健康項目

平成20年度における海域の健康項目の調査は、13地点で行われており、環境基準の適合状況は、全ての調査項目において、全ての調査地点で適合している。

ハ ダイオキシン類

平成20年度における海域のダイオキシン類の調査は、6地点で行われており、環境基準の適合状況は、全ての調査地点で適合している。

ニ 水温

平成16年度から平成20年度における周辺海域の水温は、年間を通じて9℃～30℃程度で推移しており、8月又は9月に最高、2月に最低となっている。

ホ 塩分

平成16年度から平成20年度における周辺海域の塩分は、年間を通じて12～32程度で推移しており、1月又は2月に最高、7月に最低となっている。

③ 河川の水質の状況

主要な河川等の水質の状況は、水質調査を16地点、ダイオキシン類調査を7地点で行われている。

イ 生活環境項目

平成20年度における主要な河川等の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量の環境基準の適合状況は、全ての調査地点で適合している。

ロ 健康項目

平成20年度における主要な河川等の健康項目の調査は、15地点で行われており、環境基準の適合状況は、1, 2-ジクロロエタン及びホウ素を除く調査項目において、全ての調査地点で適合している。

ハ ダイオキシン類

平成20年度における主要な河川のダイオキシン類の調査は、7地点で行われており、環境基準の適合状況は、全ての調査地点で適合している。

④ 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情発生件数は、平成20年度において飛島村で1件、知多市で4件となっている。また、平成21年度における西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所に対する直接の苦情申し入れはない。

(3) 水底の底質の状況

① 海域の底質の状況

周辺海域の底質の状況は、底質調査を7地点、ダイオキシン類調査を6地点で行われている。ダイオキシン類については、平成20年度の調査結果によると、全ての調査地点において環境基準に適合している。

② 河川の底質の状況

主要な河川等の底質の状況は、底質調査を4地点、ダイオキシン類調査を10地点で行われている。ダイオキシン類については、平成20年度の調査結果によると、全ての調査地点において環境基準に適合している。

(4) その他の水に係る環境の状況

① 地下水の水質

飛島村における平成20年度の地下水の水質は、飛島新田の深井戸でヒ素

の定期モニタリング調査が行われており、その調査結果は環境基準に適合していない。

知多市における地下水の水質状況については、平成20年度に公表されたものはない。

② ダイオキシン類

飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺では、平成20年度に公表された地下水のダイオキシン類に係る調査結果はない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌汚染の状況

飛島村では、平成20年度に公表された土壌汚染の状況に係る調査結果はない。

知多市における土壌汚染の状況は、1地点で調査が行われており、平成20年度の調査結果によると、調査地点で環境基準に適合している。

② 対象事業実施区域の土地利用履歴

飛島村の対象事業実施区域は、昭和40年代に名古屋港管理組合が海底土砂により造成した埋立地に位置している。西名古屋火力発電所は、昭和41年に名古屋港管理組合から埋立竣工後に譲渡された用地に建設している。また、当該用地の一部は、平成20年に運用を開始した中部電力の変圧器リサイクルセンターでPCBの洗浄処理を行う柱上変圧器の置場として使用している。

知多市の対象事業実施区域は、昭和30年代に名古屋港管理組合が海底土砂により造成した埋立地に位置している。知多第二火力発電所は、昭和52年に旧矢作製鉄株式会社から購入した用地に建設している。

③ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る苦情発生件数は、平成20年度において飛島村、知多市のいずれもない。また、平成21年度における西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所に対する直接の苦情申し入れはない。

(2) 地盤の状況

① 地盤沈下の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺の地盤沈下は、昭和40年代にピークを迎え、その後の地下水揚水規制の拡大、地下水以外への代替水への転換等により、昭和50年代以降は沈静化の傾向にある。

知多市の対象事業実施区域及びその周辺において、地盤沈下の傾向は示されていない。

② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る苦情発生件数は、平成20年度において飛島村、知多市のいずれもない。また、平成21年度における西名古屋火力発電所及び知多第

二火力発電所に対する直接の苦情申し入れはない。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 陸域の地形及び地質

① 地形の状況

飛島村及び知多市の対象事業実施区域の北部に伊勢湾北部デルタ及び尾張低地、東部に知多丘陵、名古屋東部台地及び碧海台地、西部に木曽川河口低地、四日市丘陵地、員弁丘陵地等がある。

飛島村及び知多市の対象事業実施区域は、埋立地である。

② 地質の状況

イ 表層地質

飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、未固結堆積物の埋立地及び砂・泥を主とする層が広く分布し、知多市及び東海市の一部に未固結堆積物の砂を主とする層及び半固結堆積物の泥・砂・礫の互層が分布している。

ロ 表層土壌

飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺の沿岸部の大部分の表層土壌は分類がされていない。飛島村及び弥富市の内陸部には粗粒グライ土、グライ土、埋立地等が分布し、知多市及び東海市の内陸部には灰色低地土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色森林土壌（黄褐色）等が分布している。

(2) 海域の地形及び地質

① 地形の状況

飛島村及び知多市の対象事業実施区域の近傍の海域は、水深15m程度にしゅんせつされた平坦な地形である。

② 地質の状況

周辺海域の海底地質は、泥が広く分布し、一部に砂、石等が分布している。

(3) 重要な地形、地質

飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺にある重要な地形としては、藤前干潟及び飛島干潟がある。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

中部電力は、飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺を対象に、既存資料により整理している。

また、飛島村及び知多市の対象事業実施区域の動植物の生息状況を把握することを目的に、西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所構内を対象に予備調査を実施し、その結果を整理している。

(1) 動物の生息の状況

① 陸域の動物の状況

イ 陸域の動物相の概要

(イ) 既存資料

出現種として、ほ乳類ではコウベモグラ、アブラコウモリ等の10種、鳥類ではカイツブリ、カワウ等の183種、は虫類ではアカミミガメ、ニホントガゲ等の11種、両生類ではニホンヒキガエル、ニホンアマガエル等の8種、昆虫類ではイシノミ、シオカラトンボ等の1,693種が挙げられる。

(ロ) 予備調査

(a) 西名古屋火力発電所における調査結果

ほ乳類ではアブラコウモリの1種、鳥類ではカワウ、ゴイサギ等の43種、は虫類ではニホントガゲ、ニホンカナヘビ及びアオダイショウの3種、両生類としてはヌマガエルの1種、昆虫類としてはアオモンイトトンボ、モリチャバネゴキブリ等の373種が確認された。

(b) 知多第二火力発電所における調査結果

ほ乳類ではアブラコウモリ、アカネズミ、タヌキ、イタチ属の一種の4種、鳥類ではカンムリカイツブリ、カワウ等の42種、は虫類ではニホンカナヘビ及びアオダイショウの2種、昆虫類ではオオアオイイトトンボ、クロゴキブリ等の345種が確認された。なお、両生類の生息は確認されなかった。

ロ 陸域の動物の重要な種

陸域の動物の重要な種は、前述の既存資料で整理した種について、学術上又は希少性の観点から、ほ乳類ではコウベモグラ、カヤネズミ等の6種、鳥類ではカンムリカイツブリ、サンカノゴイ等の57種、は虫類ではニホンイシガメ、ジムグリ等の6種、両生類ではナゴヤダルマガエル、ツチガエル等の4種、昆虫類ではオオイトトンボ、ネアカヨシヤンマ等の24種を選定している。また、予備調査における重要な種の確認結果は、以下のとおりである。

(イ) 西名古屋火力発電所

重要な種として、鳥類のミサゴ、コアジサシ及びアカハラの3種を確認した。

(ロ) 知多第二火力発電所

重要な種として、鳥類のカンムリカイツブリ、ミサゴ、オオタカ、ハヤブサ及びコアジサシ並びに昆虫類のコオイムシ及びミカワオサムシの7種を確認した。

ハ 陸域の動物の注目すべき生息地

飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺において、陸域の動物の注目すべき生息地としては、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）登録湿地」に登録された藤前干潟

がある。

② 海域の動物の状況

イ 海域の動物相の概要

周辺海域での主な出現種として、魚類の遊泳動物ではスズキ、ミミイカ等の68種、潮間帯生物ではコウロエンカワヒバリガイ、ヒゲブトゴカイ等の240種、底生生物ではシズクガイ、クシノハクモヒトデ等の254種、動物プランクトン195種、魚卵32種及び稚仔103種のほか、スナメリ、アカウミガメが確認されている。

ロ 干潟、藻場、サンゴ礁

周辺海域では確認されていない。

ハ 海域の動物の重要な種

海域の動物の重要な種は、前述の既存資料等で整理した種について、学術上又は希少性の観点から、ほ乳類ではスナメリの1種、は虫類ではアカウミガメの1種、魚類ではウナギ、アユ等の6種、節足動物ではシバエビ、サメハダヘイケガニ及びモクズガニの3種、軟体動物ではエドガワミズゴマツボ、ヒナツボ等の31種、刺胞動物ではムラサキハナギンチャクの1種を選定している。

(2) 植物の生育の状況

① 陸域の植物の状況

イ 陸域の植物相及び植生の概要

(イ) 既存資料

出現種として、シダ植物58種、裸子植物19種、被子植物の離弁花類401種、合弁花類219種、単子葉植物263種が挙げられる。また、現存植生について、沿岸部の工場地帯では、所々で小規模に路傍、空地雑草群落、都市公園等の人工緑地、グラウンド等の造成裸地が分布している。内陸には水田雑草群落及び畑雑草群落が比較的広く見られ、シイ、カシ二次林及び竹林がわずかに分布する。埋立地の一部ではヨシクラスの分布も見られる。その他、河川、水路、埋立地内の貯木場等に開放水域が分布する。

(ロ) 予備調査

(a) 西名古屋火力発電所における調査結果

予備調査で生育を確認した維管束植物は、シダ植物4種、裸子植物6種、被子植物の離弁花類137種、合弁花類81種、単子葉植物71種の299種であった。

植生については、大半を造成地及び工場が占め、人工緑地がその周辺を囲むように分布している。また、自然林は分布しておらず、人工緑地のほかは所々に芝生等の人工草地、路傍及び空地雑草群落が見られる程度である。

(b) 知多第二火力発電所における調査結果

予備調査で生育を確認された維管束植物は、シダ植物4種、裸子植物6種、被子植物の離弁花類133種、合弁花類73種、単子葉植物74種の290種であった。

植生については、大半を造成地及び工場が占め、人工緑地がその周辺を囲むように分布している。また、自然林は分布しておらず、人工緑地のほかは所々に芝生等の人工草地、路傍及び空地雑草群落が見られる程度である。

ロ 陸域の植物の重要な種及び重要な群落等

対象事業実施区域及びその周辺における重要な種は、34種が確認された。重要な群落等は確認されなかった。

また、予備調査では、西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所のいずれでも、重要な種の生育は確認されなかった。

② 海域の植物の状況

イ 海域の植物相の概要

周辺海域での主な出現種として、潮間帯生物34種、海藻草類23種及び植物プランクトン189種が確認されている。

ロ 海域の植物の重要な種

海域の植物の重要な種は、周辺海域での主な出現種のうち、学術上又は希少性の観点から、紅色植物のホソアヤギヌ1種を選定している。

③ 生態系の状況

イ 環境類型区分

飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺の環境は、二次林、竹林、水田、乾性草地・畑地、造成地・市街地、湿性草地、河川・池沼及び干潟の8つの環境類型に区分される。

ロ 生態系の概要

飛島村の対象事業実施区域は、乾性草地・畑地が分布するものの面積は小さく、それを除くと環境類型区分は造成地・市街地のみとなっている。生育している樹木は人工的に植栽した緑化樹である。陸上のほ乳類及び猛禽類は確認されず、確認種のうち、上位性の種としてはモズが挙げられる。

知多市の対象事業実施区域は、造成地・市街地のみとなっている。生育している樹木は緑化樹である。上位消費者としてハヤブサが周年生息しているが、行動圏は広く、ハヤブサを頂点とする生態系は、造成地・市街地のみでなく、遠方の畑地まで含めて成立している。

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺は、伊勢湾奥部にあって飛島村、名古屋市等の都市地域の臨海部で、名古屋港として一体的な整備が行われている地域である。工場、倉庫等の建屋、埠頭のガントリークレーン、名古屋港を東

西に横断する高速道路等の人工構造物を中心とした構成になっている。

景観資源としては、名古屋港飛島ふ頭南コンテナターミナル、藤前干潟、名港西大橋等がある。

また、主な眺望点としては、名古屋港海釣り公園、金城ふ頭駅、愛知県弥富野鳥園等がある。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場としては、東浜中央緑地、愛知県弥富野鳥園、名古屋市野鳥観察館等がある。

知多市の対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場としては、知多運動公園、元浜公園等がある。

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

対象事業実施区域が位置する飛島村の人口は、平成21年10月1日現在において、4,504人であり、愛知県全体（約740万人）の約0.1%であり、平成17年から平成21年の人口の推移は、ほぼ横ばいである。

また、対象事業実施区域が位置する知多市の人口は、平成21年10月1日現在において、約8.6万人であり、愛知県全体の約1.2%であり、平成17年から平成21年の人口の推移は、約2.5%の増加となっている。

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

飛島村の平成17年における産業構造は、総就業者数2,521人のうち、第1次産業の就業者が344人（総就業者数の約13.6%）、第2次産業の就業者が727人（約28.8%）、第3次産業の就業者が1,418人（約56.2%）となっている。飛島村の平成17年における産業配置としては、愛知県の約370万人に対し約0.1%となっている。

知多市の平成17年における産業構造は、総就業者数42,807人のうち、第1次産業の就業者が1,253人（約2.9%）、第2次産業の就業者が15,697人（約36.7%）、第3次産業の就業者が25,384人（約59.3%）となっている。知多市の平成17年における産業配置としては、愛知県の約370万人に対し約1.2%となっている。

② 生産量及び生産額等

イ 農業

飛島村の平成18年の農業産出額は10.6億円であり、愛知県全体（3,108.3億円）の約0.3%となっている。内訳は、野菜が4.1億円と最も多く、次いで米の4.0億円、花きの1.8億円である。

知多市の平成18年の農業算出額は23.5億円であり、愛知県全体の約0.8%となっている。内訳は、野菜が9.5億円と最も多く、次いで花きの5.0億円である。

ロ 林業

飛島村には、国有又は民有いずれの林野もない。

知多市の林野面積としては、民有林が260haであり、愛知県全体（約22万ha）の約0.1%である。

ハ 水産業

(イ) 海面漁業

関係市村のうち、常滑市のみが海面漁業を実施しており、平成20年の漁獲量は1,247tであり、愛知県全体(90,301t)の約1.4%となっている。漁業種別漁獲量は小型底引き網が1,014tと最も多く、魚種別漁獲量は貝類が758tと最も多くなっている。

(ロ) 内水面漁業

関係市村のうち、弥富市においてうなぎ養殖が行われている。また、飛島村及び弥富市の境界に位置する筏川において、こい小割式養殖業、ぼら、こい等の養殖業が行われている。

ニ 商業

飛島村の年間商品販売額は、約846億円であり、愛知県全体（約43兆円）の約0.2%となっている。卸売・小売業事業者数は91事業所、従業者数は845人である。

知多市の年間商品販売額は、約633億円であり、愛知県全体の約0.1%となっている。卸売・小売業事業所数は514事業所、従業者数は3,666人である。

ホ 工業

飛島村の製造品出荷額等は、約2,217億円であり、愛知県全体（約46兆円）の約0.5%となっている。事業所数は112事業所、従業者数は3,262人である。

知多市の製造品出荷額等は、約1兆777億円であり、愛知県全体の約2.3%となっている。事業所数は108事業所、従業者数は4,419人である。

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用状況

飛島村では、平成20年において、行政面積2,252haのうち、宅地が764ha（33.9%）と最も多く、次いで農用地の623ha（27.7%）となっている。

知多市では、平成20年において、行政面積4,543haのうち、宅地が1,641ha（36.1%）と最も多く、次いで農用地の1,191ha（26.2%）となっている。

(2) 土地利用規制の状況

飛島村及び知多市の対象事業実施区域はいずれも、「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）では都市地域に、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）では工業専用地域に指定されている。

3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用状況

周辺海域に流入する主要な河川の利水状況は、木曽川及び長良川が農業用水、工業用水及び水道用水として利用されている。

(2) 海域の利用状況

周辺海域は、「港則法」（昭和23年法律第174号）に基づく名古屋港の港域及び「港湾法」（昭和25年法律第218号）に基づく指定特定重要港湾である名古屋港の港湾区域に指定されている。

周辺海域における航路としては、「海上交通安全法」（昭和47年法律第115号）に基づく北航路、西航路及び東航路並びに「検疫法」（昭和26年法律第201号）に基づく検疫区域が設定されており、年間約4万隻の船舶の入出港がある。また、「漁港法」（昭和25年法律第137号）に基づく第1種漁港の大野漁港、第2種漁港の鬼崎漁港がある。

周辺海域における「漁業法」（昭和24年法律第267号）に基づく共同漁業権及び区画漁業権は、常滑市沿岸部に設定されており、あさり漁業、のり養殖業等が営まれている。

(3) 地下水の利用状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺（尾張地域）における平成20年度の地下水揚水量は、339,854m³/日であり、用途として、水道が194,828m³/日と最も多く、次いで工業が88,407m³/日となっている。

知多市の対象事業実施区域及びその周辺（知多地域）における平成20年度の地下水の揚水量は、92,027m³/日であり、用途として、工業が52,969m³/日と最も多く、次いで建築物が24,569m³/日となっている。

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通の状況

① 主要な道路の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路は、伊勢湾岸自動車道、一般国道23号、一般国道302号、名古屋西港線、臨港道路等がある。

知多市の対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路は、一般国道155号、一般国道247号がある。

② 鉄道の状況

飛島村の対象事業実施区域及びその周辺の主要な鉄道は、名古屋臨海高速鉄道あおなみ線及び名古屋臨海鉄道汐見町線がある。

知多市の対象事業実施区域及びその周辺の主要な鉄道は、名古屋鉄道常滑線及び名古屋臨海鉄道南港線がある。

(2) 海上交通の状況

名古屋港内の海上交通は、「海上交通安全法」（昭和47年法律第115号）に基づく北航路、西航路及び東航路がある。名古屋港における平成20年の入港船舶数は、38,739隻である。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院等の状況

飛島村の対象事業実施区域の最寄りの学校等は、北北東に約4.9kmの位置に名古屋市港西保育園がある。なお、飛島村の対象事業実施区域及びその周辺に、病院、図書館及び特別養護老人ホームはない。

知多市の対象事業実施区域の最寄りの学校等は、南東に約1.3kmの位置に明愛幼稚園があり、病院等は南東約1.9kmの位置に原田レディースクリニックがある。なお、知多市の対象事業実施区域及びその周辺に、図書館及び特別養護老人ホームはない。

(2) 住宅地の状況

飛島村の対象事業実施区域は工業専用地域であり、最寄りの民家は北西に約3.5kmの位置にある。

知多市の対象事業実施区域は工業専用地域であり、敷地境界から一般国道155号を挟んで東に約1kmの位置に第1種住居地域がある。また、最寄りの民家は、東に約1kmの位置にある。

3.2.6 下水道の整備状況

飛島村の下水道は、未整備である。

知多市の下水処理人口は、76,759人（人口普及率90.5%）である。

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

平成20年度の一般廃棄物の総排出量は、飛島村では2,739t、知多市では32,797tある。

(2) 産業廃棄物の状況

平成20年度における愛知県の産業廃棄物の発生量は22,330tで、そのうちの16,274tが資源化されている。また、飛島村の対象事業実施区域を中心とした半径約50kmの範囲における産業廃棄物の中間処理施設は1,991施設、最終処分場は53施設である。

4. 環境影響評価項目

事業者が選定した環境影響評価項目は以下のとおり。

【環境影響評価の項目】

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用						
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の使用	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生
								排ガス	排水	温排水	機械等の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大環境	大気質	硫酸化物					○					
			窒素酸化物	○				○				○	
			浮遊粒子状物質	○				○				○	
			石炭粉じん										
		粉じん等	○								○		
		騒音	騒音	○								○	
	振動	振動	○									○	
	水環境	水質	水の汚れ						○				
			富栄養化						○				
			水の濁り		○	◎							
			水温							○			
		底質	有害物質		○								
		その他	流向及び流速								○		
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				◎	◎						
		海域に生息する動物					○			○			
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）											
		海域に生育する植物					○			○			
	生態系	地域を特徴づける生態系											
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○						
		人と自然との触れ合いの活動の場	○									○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				◎							○
		残土				◎							
	温室効果ガス等	二酸化炭素						○					

注：1 ■ は「参考項目」であることを示す。

2 「◎」は、飛島村及び知多市の対象事業実施区域に係る環境影響の評価項目として選定する項目を示す。

3 「○」は、飛島村の対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定する項目を示す。

5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について

事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について審査した結果は、以下のとおりである。

環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第7条第1項第2号に定める火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の環境影響評価の参考項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定されており、事業特性及び地域特性を踏まえるとおおむね妥当なものと考えられるが、次の項目については、検討する必要があると考えられる。

①参考項目以外で選定している項目

なし。

②追加選定を検討する必要がある項目

環境要素			影響要因	審査結果
大気環境	騒音	騒音	建設機械の稼働	知多市の対象事業実施区域から最寄りの民家等までの距離は1km未満であるため、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音及び振動については、環境評価項目への追加について検討する必要がある。
	振動	振動		

6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について事業特性及び地域特性を踏まえて審査を行った結果は、以下のとおりである。

調査及び予測の手法は、発電所アセス省令第9条第1項第2号に定める参考項目に係る参考となる調査及び予測の手法及び第9条第2項に定める手法の簡略化を基に選定されており、評価の手法は発電所アセス省令第12条に定める評価の手法の選定の留意事項を踏まえたものとなっていることから、おおむね妥当なものと考えられる。